

## 【フランス】子供の保護に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

\* 2022年2月7日、児童社会扶助機関による子供の保護の状況を改善し、児童保護のガバナンスを改革するための法律第2022-140号が制定された。

### 1 制定の背景と経緯

フランスでは、2019年以降、児童保護担当副大臣のポストの創設、全ての子供に同じ機会と同じ権利を保障することを目的とする「予防・児童保護国家戦略 2020-2022」<sup>1</sup>の発表、育児に関する専門委員会「最初の1,000日（1000 premiers jours）」の設置等、子供の保護に関する政策が推進されてきた。2021年6月16日、ヴェラン（Olivier Véran）連帯・保健大臣（当時）及びタケ（Adrien Taquet）児童・家族担当副大臣（当時）により、こうした政策を補完し、拡大する法律案が大臣会議を経てフランス下院に提出された<sup>2</sup>。2022年2月7日、「子供の保護に関する法律第2022-140号」<sup>3</sup>が成立し、同月8日に公布され、一部を除き翌9日に施行された。

### 2 主な内容

本法律は、全8章42か条から成る。第1章（第1条～第18条）は保護される子供の状況の改善、第2章（第19条～第24条）は暴力からの子供の保護の強化、第3章（第25条～第27条）は育成扶助（assistance éducative）<sup>4</sup>の手續の改善、第4章（第28条～第31条）は家族アシスタント（assistant familial）の職務の改善、第5章（第32条～第35条）は母子保護政策の強化、第6章（第36条、第37条）は児童保護政策の運用の改善、第7章（第38条～第41条）は同伴者のいない未成年者（mineurs non accompagnés: MNA）の保護の改善、第8章（第42条）は海外領土に関する規定を定める。

#### (1) 保護される子供の状況の改善（第1章）

第1条は、少年事件担当裁判官<sup>5</sup>は、児童社会扶助機関（aide sociale à l'enfance: ASE）<sup>6</sup>に子供を託す前に、当該子供の家族や知人に子供を託すことができるかどうかを調査することを定める（民法典<sup>7</sup>第375-3条の改正）。第5条は、子供の保護において、原則として兄弟姉妹の別離を禁ずる（同法典第375-7条の改正）。第7条は、2024年2月1日以降、ASEに保護される21

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

<sup>1</sup> “Stratégie nationale de prévention et de protection de l'enfance 2020-2022,” 2019.10.31. Ministère de la santé et de la prévention website <[https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/dossier\\_de\\_presse\\_-\\_strategie\\_nationale\\_de\\_prevention\\_et\\_protection\\_de\\_l\\_enfance\\_vf.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/dossier_de_presse_-_strategie_nationale_de_prevention_et_protection_de_l_enfance_vf.pdf)>

<sup>2</sup> 政府提出法律案は、コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）の諮問を経て大臣会議で可決された後に議会に提出される。

<sup>3</sup> Loi n° 2022-140 du 7 février 2022 relative à la protection des enfants. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045133771>>

<sup>4</sup> 司法的命令に基づく在宅支援、里親及び保護される児童を受け入れる施設による養育等の措置。三輪和宏「フランスにおける児童虐待防止制度」『レファレンス』775号, 2015.8, pp.86-87. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9484230\\_po\\_077504.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484230_po_077504.pdf?contentNo=1)>

<sup>5</sup> Juge des enfants. 刑事、民事及び社会保障の分野で未成年者について管轄権を持つ大審裁判所裁判官。

<sup>6</sup> ASEは県の行政機関で、子供の養育に関して、教育上又は経済上の困難を抱える家庭に支援を提供する。「児童相談所」と訳されることもある。

<sup>7</sup> Code civil. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070721>>

歳未満の者の、ホテル等の非認可施設への収容を禁ずる（社会福祉・家族法典<sup>8</sup>L.第 221-2-3 条の新設）<sup>9</sup>。第 10 条は、成人年齢（18 歳）に達するまで ASE に保護されていた者が社会へ出ること困難を抱える場合、21 歳に達するまでは、ASE によるケアを再度受けることができるものとする（同法典 L.第 222-5 条の改正）。

## （2）暴力からの子供の保護（第 2 章）

第 19 条は、ASE の任務に、売春を行った未成年者への支援を加える（同法典 L.第 221-1 条の改正）。第 20 条は、2022 年 11 月 1 日以降、所定の犯罪<sup>10</sup>の前科がある者の ASE を含む社会施設又は社会医療施設への勤務及びその運営を禁ずる（同法典 L.第 133-6 条の改正）。第 22 条は、社会施設又は社会医療施設が施設計画を作成する際に、虐待の予防・対策の方針を明記することを定める（同法典 L.第 311-8 条の改正）。

## （3）家族アシスタントの職務の改善（第 4 章）

家族アシスタントは、県により雇用される者<sup>11</sup>、困難を抱える子供を自宅で預かり、その日数や人数に応じた報酬を受け取る。第 28 条は、この報酬の最低額をデクレ（政令）により定めるものとし<sup>12</sup>、その金額が時間当たりの最低賃金を下回ってはならないとする（同法典 L.第 423-30 条の改正）。第 30 条は、暴力行為を理由に認可を取り消された家族アシスタントについて、一定期間経過後でなければ再認可を認めないとする（同法典 L.第 421-6 条の改正）。

## （4）母子及び児童の保護に関するガバナンスの強化（第 5 章・第 6 章）

第 36 条は、国が、①児童保護に関する国及び地方公共団体（特に県）の任務を調整し、他の政策との一貫性に留意すること、②行政及び児童保護に関与する組織間の協力を推進することを定める（同法典 L.第 121-10 条の新設）。また、児童保護、養子縁組及び個人の出自情報へのアクセスに関する公共政策をサポートする公益団体を設立する（同法典 L.第 147-14 条の新設）。第 33 条は子供の病気等の治療体制の改善及び子供と親に接する医療従事者等の研修のための「子供と家族の家（maison de l'enfant et de la famille）」を、第 37 条は児童保護に関する公共政策の調整を行う県児童保護委員会を、それぞれ試行として県が設置することを認める。

## （5）同伴者のいない未成年者（MNA）の保護の改善（第 7 章）

MNA は、親権者又は法定代理人を伴わずにフランスに入国した外国籍の未成年者である<sup>13</sup>。MNA は、危険な状況にある子供として各県の ASE により保護されるが、各県での受入人数が公正になるように<sup>14</sup>、MNA の各県への配分が行われる。配分基準は、各県の全人口及び前年末時点で各県が保護している未成年者数を基に算出されていたが、より公正な配分を行うため、第 38 条は、この基準に①各県の社会経済的状況及び②当該県で保護されている、MNA と同様に家族の保護を失った 21 歳未満の成人の数を加える（同法典 L.第 221-2-2 条の改正）。

<sup>8</sup> Code de l'action sociale et des familles. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074069>>

<sup>9</sup> ただし、2024 年 1 月 31 日までは、2 か月未満の期間ならば、保護される 21 歳未満の者のホテルへの収容が可能。

<sup>10</sup> 該当するのは、殺人罪、人に対する身体的・精神的侵害罪（暴行、脅迫、各種性犯罪、モラル・ハラスメント等）、人の自由に対する侵害罪（誘拐、監禁等）、人の尊厳に対する侵害罪（差別、人身売買、売春あっせん等）、不正取得罪（窃盗、詐欺、横領）、国民・国家・平和に対する侵害罪（反逆、スパイ行為、テロ行為等）である。

<sup>11</sup> 家族アシスタント本人を含め、その自宅に同居する者全体を「受入家族（famille d'accueil）」と呼ぶ。

<sup>12</sup> 第 28 条の被改正条文は、遅くとも 2022 年 9 月 1 日までの、デクレにより定められる日から施行される。なお、2022 年 7 月 8 日現在、該当するデクレは制定されていない。

<sup>13</sup> “Les mineurs non accompagnés au regard du droit,” 2022.2.3. vie-publique.fr website <<https://www.vie-publique.fr/rapport/283642-les-mineurs-non-accompagnes-au-regard-du-droit>>

<sup>14</sup> MNA の入国場所は、海沿いのブーシュ＝デュ＝ローヌ県（Bouches-du-Rhône）及びノール県（Nord）、シャルル＝ドゥ＝ゴール空港があるセーヌ＝サン＝ドゥニ県（Seine-Saint-Denis）及びパリ市（Paris）に集中するとされる。